

第 4 章

良好な景観形成のための 行為の制限事項



第4章 良好な景観形成のための行為の制限事項

1. 基本方針

(1) 景観計画に基づく行為制限の考え方

町域全体を3つの「景観形成地域」に区分し、地域ごとに、建築物等に関する一定のルール(届出対象行為と景観形成基準)を定め、良好な景観形成を誘導します。

まちなみ景観や田園景観などは、個々の土地の開発行為や建築行為がひとつひとつ積み重なって形成されていくものです。良くも悪くも、これらの行為の積み重ねが、その地域の景観に大きな影響をもたらします。

本町固有の豊かで美しい景観を維持・保全し、良好な景観形成を図っていくためには、個々の土地や建築物等に関する行為を一定のルールに基づいて、周辺の景観と調和し、整序感のあるものにしていくことが必要です。

景観計画では、地域の特性に応じた景観形成を図る観点から、以下に示すように町域全体を3つの「景観形成地域」に区分し、地域ごとに、建築物等に関する一定のルール(届出対象行為と景観形成基準)を定め、この基準に適合しない開発や建築行為等を制限することにより、良好な景観形成を誘導します。

■ 3つの景観形成地域

地域区分	景観ゾーン*	地域景観の特色
田園居住 景観形成地域	<ul style="list-style-type: none"> ■「まち」の景観ゾーン ■「おか」の景観ゾーン ■「みず」の景観ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・富士川沿いの低地部から山麓一帯に形成された既成市街地と住宅地・集落地・農地が併存する地域です。 ・本町の都市機能の多くが集積し、住民の大部分が生活しています。 ・近年は、中部横断自動車道の開通に伴い、増穂IC周辺をはじめとした都市整備プロジェクトが進みつつあり、景観の変化が予想されるなど、地域景観と調和した良好な景観形成が求められています。
山間集落 景観形成地域	<ul style="list-style-type: none"> ■「たに」の景観ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・平林、高下・小室、鬼島・国見平・長知沢、箱原、鹿島、柳川・鳥屋、十谷など、谷筋や山間の緩傾斜地に古くから形成された農山村集落地域です。 ・豊かな自然と歴史資源、趣のある家並みなど、谷筋に展開する里山と農地、集落地が一体となった特徴的な農山村景観の維持・保全が求められています。
森林 景観形成地域	<ul style="list-style-type: none"> ■「やま」の景観ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の西側一帯に広がる山と森林の地域です。 ・本町の自然や景観の骨格を形成する重要な資源として、山並みや稜線からの眺望、多面的な機能を有する森林資源と森林景観の維持・保全、森林のレクリエーション活用などが求められています。

注) *景観ゾーン：景観構造の主要要素(19、20ページ参照)

(2) 景観計画に定める内容

① 行為の制限事項(届出対象行為と景観形成基準)

本計画では、3つの景観形成地域ごとに、それぞれ「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。

■計画に定める行為の制限事項

【届出対象行為】

周辺景観に影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築物等の新築や増改築、土地の改変などに関する行為を「届出対象行為」として定めます。

【景観形成基準】

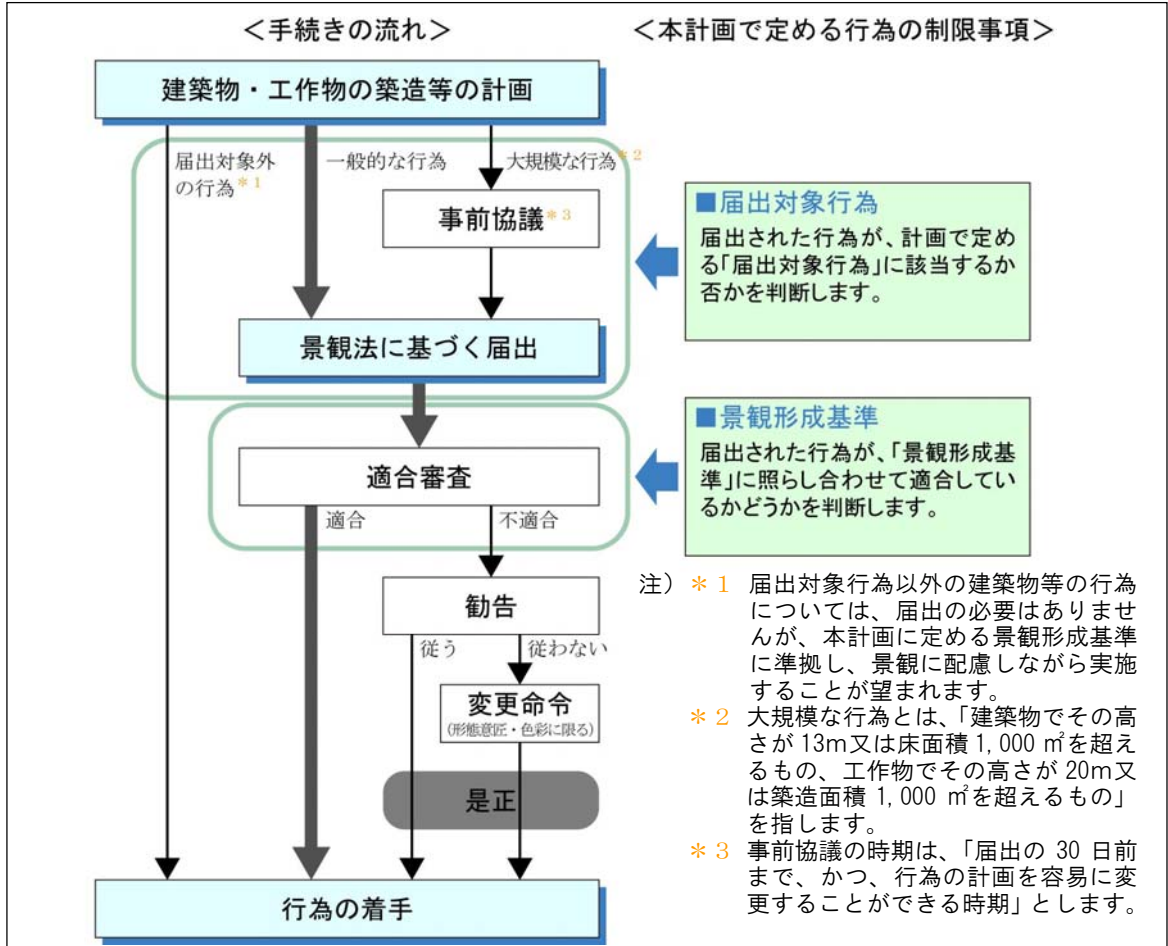
建築物等の新築や増改築、土地の改変などの行為別に、景観形成上配慮すべき事項(景観形成基準)を定めます。

② 届出手続きに関する事項

建築物・工作物の築造、土地の形質の変更などの行為を行う場合には、あらかじめ富士川町に届出を行い、町が定める景観形成基準に適合しているか否かの審査を受けることになります。

町は届出が提出された行為の内容を景観形成基準と照合し、必要な助言や指導を行い、不適合と判断した行為については、計画の是正等を勧告することとなります。

■行為の届出手続きの流れ



2. 景観形成地域ごとの行為の制限事項

(1) 田園居住景観形成地域

1) 届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに町長に届出が必要です。

【届出の必要な行為の概要】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ 13m又は行為部分の床面積の合計が 500㎡を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ 13m又は床面積の合計が 500㎡を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、柵、塀の類（生け垣によるものを除く）	高さ 3mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15mを超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さ 13mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ 13m又は築造面積 500㎡を超えるもの
		地上に設置する太陽光・小水力発電施設	太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が 10㎡を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が 10㎡を超えるもの
開発等行為等	土地の形質の変更	行為面積 1,000㎡を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が 1,000㎡を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ 3m又は面積 500㎡を超えるもので、期間が 90日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積 300㎡を超えるもの	

【届出が不要な行為について】

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と町が定める次の行為は、届出の必要はありません。

- ① 景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- ② 建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない改築
- ③ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- ④ 山梨県文化財保護条例または富士川町文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為

2) 景観形成基準

① 建築物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配置	1. 周辺の山々の眺望を阻害しないよう配置に留意する。 2. 周辺のまちなみの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。 3. 建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路・隣地境界線から後退する。 4. 敷地内に大径木や景観的に良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。	
	外観	規模	1. 建築物等の高さは20m以下とする。 2. 個々の建築物等の規模は極力抑え、周辺の山々の眺望をできるだけ阻害しないよう配慮する。 3. 周辺のまちなみ景観や田園景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。
		形態意匠	1. 周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、まちなみ景観や田園景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 2. 神社、寺院、史跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。 3. 屋根の形状については、できるだけ勾配屋根とするように努めるものとし、これが困難な場合においては、周辺のまちなみ景観と調和するデザインを工夫する。 4. 外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。 5. 屋外階段、バルコニーなどは、建物本体と調和するよう配慮する。
		色彩等	1. 外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、背景の自然景観、周辺のまちなみ景観や田園景観に調和した色調とする。 2. 使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。
		材料	1. 外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるように努める。 2. 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。
		屋外照明	1. 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 2. 商業看板等の照明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい色合いとならないよう配慮する。 3. 光源で動きのあるものは、原則として避ける。
	緑化	1. 敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地（前庭）の緑化に配慮する。 2. 既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 3. 使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするように努める。 4. 特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮する。	
	その他	1. 屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。	

② 工作物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
工作物の新築、増築、改築若しくは模様替え又は色彩の変更 となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	垣、柵、塀の類	1. 周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 2. 高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	1. 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 2. 色彩については、周辺の景観に配慮した色調を用いる。 3. 高さは30m以下とする。 4. 電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。 5. 鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくいよう、植栽などにより、できるだけ目立たないようにする。 6. 移動通信用鉄塔については、「富士川町移動通信用鉄塔等設置基準」によるものとする。
	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	1. 工作物の高さは20m以下とする。 2. 周囲の山並み、自然、田園、まちなみの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。 3. 配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	4. 太陽光・小水力発電施設は、目立たない位置に設置し、周囲の眺望やまちなみの景観を損なわないよう配慮する。 5. 太陽光発電施設のパネル等は、反射が少なくできるだけモジュールの模様が目立たないものを使用する。
	地上に設置する太陽光・小水力発電施設	

③ 開発行為等

行為の種類	景観形成基準
土地の形質の変更	1. 土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 2. 周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないように努める。 3. 法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 4. 擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5. 敷地内に現存する樹林、樹木、河川、水辺等はできるだけ保全し、活用するよう努める。 6. 形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	1. 掘採等は必要最小限に抑えるものとする。 2. 掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3. 掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	1. 堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とする。 2. 積み上げに当たっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3. 敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	1. 樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2. 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3. 道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。 4. 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。

(2) 山間集落景観形成地域

1)届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに町長に届出が必要です。

【届出の必要な行為の概要】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ10m又は行為部分の床面積の合計が250㎡を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ10m又は床面積の合計が250㎡を超える建築物で、変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、柵、塀の類（生け垣によるものを除く）	高さ2mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ15mを超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さ10mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ10m又は築造面積250㎡を超えるもの
		地上に設置する太陽光・小水力発電施設	太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が10㎡を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が10㎡を超えるもの
開発等行為等	土地の形質の変更	行為面積500㎡を超えるもの又は高さ2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が500㎡を超えるもの又は高さ2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ2m又は面積300㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積300㎡を超えるもの	

【届出が不要な行為について】

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と町が定める次の行為は、届出の必要はありません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為 ②建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない改築 ③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為 ④山梨県文化財保護条例または富士川町文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為 |
|--|

2) 景観形成基準

① 建築物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準												
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配置	1.地域の優れた眺望景観を阻害しないよう、また、背景となる山並み景観や森林景観を損なわないよう配置に留意する。 2.周辺のまちなみの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。 3.建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路・隣地境界線から後退する。 4.敷地内に大径木や良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。												
	外	規模	1.建築物等の高さは15m以下とする。 2.個々の建築物等の規模は極力抑え、周辺の山々の眺望をできるだけ阻害しないように配慮する。 3.周辺のまちなみや田園景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。											
		形態意匠	1.周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、周辺の田園景観や背景の山並み景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 2.神社、寺院、史跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。 3.屋根の形状は原則として勾配屋根とする。 4.外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。 5.屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。											
		観	色彩等	1.外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ目立たない色彩を基調とし、周辺の自然景観や田園景観に調和した色調とする。 2.基調色となる部分（全体の約2/3）の彩度は、表の通りとする。 ただし、石材、木材、などの自然素材、漆喰塗、煉瓦、金属材料、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。 3.使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。 <table border="1" data-bbox="970 1216 1406 1384"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	YR（橙）系	4以下	R（赤）、Y（黄）系	3以下	上記以外	2以下	無彩色	—
			色相	彩度										
	YR（橙）系	4以下												
	R（赤）、Y（黄）系	3以下												
	上記以外	2以下												
	無彩色	—												
	材料	1.外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるように努める。 2.鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。												
屋外照明	1.照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 2.商業看板等の照明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい色合いとならないよう配慮する。 3.光源で動きのあるものは、原則として避ける。													
緑化	1.敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地（前庭）の緑化に配慮する。 2.既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 3.使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするように努める。 4.特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮する。													
その他	1.屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。													

② 工作物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
工作物の新築、増築、改築若しくは模様替え又は色彩の変更 となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	垣、柵、塀の類	1.周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 2.高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	1.形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 2.色彩については、良好な眺望、背景の山並み景観を妨げないよう周辺景観に配慮した色調を用いる。 3.高さは30m以下とする。 4.電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。 5.鉄塔、アンテナの類は、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、植栽などにより、できるだけ目立たないようにする。 6.移動通信用鉄塔については、「富士川町移動通信用鉄塔等設置基準」によるものとする。
	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	1.工作物の高さは15m以下とする。 2.周囲の山並み、自然、田園、まちなみの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。 3.配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類 地上に設置する太陽光・小水力発電施設	4.太陽光・小水力発電施設は、目立たない位置に設置し、周囲の眺望やまちなみの景観を損なわないよう配慮する。 5.太陽光発電施設のパネル等は、反射が少なくできるだけモジュールの模様が目立たないものを使用する。

③ 開発行為等

行為の種類	景観形成基準
土地の形質の変更	1.土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 2.周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないように努める。 3.法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 4.擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5.敷地内に現存する樹林、樹木、河川、水辺等はできるだけ保全し、活用するよう努める。 6.形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	1.掘採等は必要最小限に抑えるものとする。 2.掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3.掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	1.堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とする。 2.積み上げに当たっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3.敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	1.樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2.既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3.道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。 4.伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。

(3) 森林景観形成地域

1)届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに町長に届出が必要です。

【届出の必要な行為の概要】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	行為部分の床面積の合計が 10 m ² を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、柵、塀の類（生け垣によるものを除く）	高さ 1.5mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15mを超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さ5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ5m又は築造面積 10 m ² を超えるもの
		地上に設置する太陽光・小水力発電施設	太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が 10 m ² を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が 10 m ² を超えるもの
開発等行為等	土地の形質の変更	行為面積 300 m ² を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が 300 m ² を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ 1.5m又は面積 100 m ² を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした高さ 10mを超えるもの又は伐採面積 300 m ² を超えるもの	

【届出が不要な行為について】

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と町が定める次の行為は、届出の必要はありません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為 ②建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない改築 ③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為 ④山梨県文化財保護条例または富士川町文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為 |
|--|

2) 景観形成基準

① 建築物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準											
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配置	1. 周囲から極力目立たないような位置に配置し、山々の眺望を阻害しないよう努める。 2. 行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう配置に留意する。 3. 建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、道路の境界線から5m以上後退するものとする。 4. 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。											
	外観	規模	1. 建築物等の高さは13m以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにする。 2. 周辺の自然景観に対して著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。										
		形態意匠	1. 森林など周辺の自然景観と調和した形態・意匠を工夫する。 2. 神社、寺院、史跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。 3. 屋根の形状は原則として勾配屋根とする。 4. 外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。 5. 屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。										
		色彩等	1. 外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ目立たない色彩を基調とし、周辺の自然景観や田園景観に調和した色調とする。 2. 基調色となる部分（全体の約2/3）の彩度は、表の通りとする。 ただし、石材、木材、などの自然素材、漆喰塗、煉瓦、金属材料、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。 3. 使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。 <table border="1" data-bbox="997 1153 1380 1321" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	YR（橙）系	4以下	R（赤）、Y（黄）系	3以下	上記以外	2以下	無彩色	—
		色相	彩度										
	YR（橙）系	4以下											
	R（赤）、Y（黄）系	3以下											
	上記以外	2以下											
	無彩色	—											
	材料	1. 外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるように努める。 2. 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。											
屋外照明	1. 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 2. 商業看板等の照明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい色合いとならないよう配慮する。 3. 光源で動きのあるものは、原則として避ける。												
緑化	1. 敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地（前庭）の緑化に配慮する。 2. 既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 3. 使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするように努める。 4. 特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮する。												
その他	1. 屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。												

② 工作物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
工作物の新築、増築、改築若しくは模様替え又は色彩の変更 となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	垣、柵、塀の類	1.周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 2.高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	1.形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 2.色彩については、良好な眺望、背景の山並み景観を妨げないよう周辺景観に配慮した色調を用いる。 3.高さは30m以下とする。 4.電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。 5.鉄塔、アンテナの類は、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、植栽などにより、できるだけ目立たないようにする。 6.移動通信用鉄塔については、「富士川町移動通信用鉄塔等設置基準」によるものとする。
	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	1.工作物の高さは13m以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにする。 2.周囲の山並み、自然、田園、まちなみの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	3.配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 4.太陽光・小水力発電施設は、目立たない位置に設置し、周囲の眺望やまちなみの景観を損なわないよう配慮する。
地上に設置する太陽光・小水力発電施設	5.太陽光発電施設のパネル等は、反射が少なくできるだけモジュールの模様が目立たないものを使用する。	

③ 開発行為等

行為の種類	景観形成基準
土地の形質の変更	1.土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 2.周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないように努める。 3.法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 4.擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5.敷地内に現存する樹林、樹木、河川、水辺等はできるだけ保全し、活用するよう努める。 6.形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	1.掘採等は必要最小限に抑えるものとする。 2.掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3.掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	1.堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とする。 2.積み上げに当たっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3.敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	1.森林の伐採は原則として抑制するものとし、やむを得ず伐採する場合には、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2.既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3.道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。 4.伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。



・甲西道路と坪川大橋